

頁	誤	正
34	07014 (解説) 解説：この「避難階」とは「用語の定義」とは別のところに載っており、「令13条の3第一号」より、そこを訳すと「避難階とは直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。」とわかる。	07014 (解説) 解説：この「避難階」とは「用語の定義」とは別のところに載っており、「令13条第一号」より、そこを訳すと「避難階とは直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。」とわかる。
34	07014 (原文) 原文：令13条の3第一号 一. 避難階 ……	07014 (原文) 原文：令13条第一号 一. 避難階 ……
34	07014 (指示欄) ……, 「法2条」の条番号の上に「避難階 P～(令13条の3第一号が載っているページ数)」と書き込んでください。	07014 (指示欄) ……, 「法2条」の条番号の上に「避難階 P～(令13条第一号が載っているページ数)」と書き込んでください。
143	13104 (解説) 「令77条第二号」より、「構造耐力上主要な部分である柱の主筋は、帯筋と緊結しなくてはならない。」とわかる。また、問題文にある「保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合」においては、「令36条第2項第一号」に掲げられる構造仕様規定が適用される。「令77条第二号」の規定はここに含まれているため、適用除外とならない。問題文は誤り。	13104 (解説) 「令77条第二号」より、「構造耐力上主要な部分である柱の主筋は、帯筋と緊結しなくてはならない。」とわかる。また、「令36条第2項第一号」より、「保有水平耐力計算(令82条各号、令82条の2、令82条の3、令82条の4)を行った場合、構造仕様規定の一部が適用除外となり、「令77条第二号」の規定は、適用除外となる。ただし、問題文にある「保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることが確かめられた場合」は、「令82条の3」に該当し、この条件だけでは、適用除外とはならない。問題文は誤り。
247	11183 (解説) 解説：「法48条」の「1項」～「12項」に「用途地域別の建築制限」について規定されており、「各項ただし書き」に「行政庁許可を受けた場合はこの限りではない。」とある。また、「法48条13項」より、「行政庁は、ただし書きの規定による許可をする場合には、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。」とわかる。問題文は誤り。	11183 (解説) 解説：「法48条」の「1項」～「13項」に「用途地域別の建築制限」について規定されており、「各項ただし書き」に「行政庁許可を受けた場合はこの限りではない。」とある。また、「法48条14項」より、「行政庁は、ただし書きの規定による許可をする場合には、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。」とわかる。問題文は誤り。
248	11183 (原文) 原文：法48条1項～13項 (用途地域等) 1. 第一種低層住居専用地域内においては……	11183 (原文) 原文：法48条1項～14項 (用途地域等) 1. 第一種低層住居専用地域内においては……
482	12202 (問題) 業務に関して不誠実な行為を行い、一級建築士の免許を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けることができない。	12202 (問題) 業務に関して不誠実な行為を行い、一級建築士の免許を取り消され、その取り消しの日から起算して5年を経過しない者は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を受けることができない。
482	12202 (解説) 解説：……, その取り消しの日から起算して2年を経過しない者は、その「5号」条件に該当するため免許を受けることができない。	12202 (解説) 解説：……, その取り消しの日から起算して5年を経過しない者は、その「5号」条件に該当するため免許を受けることができない。
482	12202 (原文) 原文：士法7条第五号 (絶対的欠格事由) …………… 五. 第9条第1項第四号又は第10条第1項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者	12202 (原文) 原文：士法7条第五号 (絶対的欠格事由) …………… 五. 第9条第1項第四号又は第10条第1項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者